

(4月臨時会)

【教育情報化推進事業について】

(質問)

教育情報化推進事業について伺います。内容としては、小中学校全児童生徒へのタブレットの配備が進み、学校での運用が開始したことに伴い、想定を大きく上回る業務が発生している状況に対応するための補正予算と、オンライン授業やオンデマンド型の動画配信などを行う際に、著作物を公衆送信できるように対応するための補正予算と伺っています。まず、タブレットを運用する上で、想定を大きく上回る業務に対応するためのタブレット端末管理業務委託契約に係る補正予算についてですが、具体的な業務内容としては、学校と教育センター間でのタブレットの運搬、有害サイトの URL をブロックする業務、タブレットに追加でインストールしようとするアプリが教育環境で活用できるアプリか否かを確認検証する業務とのことです。そこで、伺いますが、世の中には数え切れないほどのサイトやアプリが存在しますが、それら一つ一つの内容の確認や検証、ブロック等の作業について、今回の補正予算で、対応できると考えておられるのでしょうか。今後、状況によっては追加で予算が必要となることも想定されているのでしょうか。そもそも、有害サイトや有害アプリは無数にあり、完全にブロックすることは現実的ではないと思いますし、サイトやアプリをブロックしすぎると、場合によっては、有益なサイトやアプリの活用を制限する可能性があり、LTE を内蔵したタブレットを児童生徒一人一台配備した効果を損なう可能性も危惧されますが、そのバランスについてはどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

この情報セキュリティの部分については、各家庭での考え方にもかなり差があるように思います。徹底的に制限をかけるべきとの考えをお持ちの方もおられるでしょうし、セキュリティを厳しくするのではなく、子どもたちのリテラシーを強化すべきで、タブレットの性能や可能性を最大限、子どもたちに享受させるべきとの考えをお持ちの方もおられると思います。その観点からすると、今回の補正予算を否定するものではありませんが、有害サイトのブロックや追加アプリケーションの確認等に要する費用は、各家庭の考え方にに基づき、各家庭に求めるという考え方もできるのではないかとと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

児童生徒用のタブレット端末の設定としましては、メールや SNS の使用制限や教育的に有害なサイト等のブロックなどの基本的なセキュリティ対策を行っています。今回の業務委託をすることで、スピーディーに対応できると考えています。今年度本格的にタブレットを活用した授業などを進めるにあたって、実施状況を把握するとともに業務内容について精査してまいります。この業務委託については、それらのセキュリティをすり抜けてしまうことに対しての対応となり、学校からの報告により把握したサイトを個別にブロックする作業を想定しています。もともとのフィルタリングとセキュリティの仕様を変更するものでないことから、タブレット機能を損なうことはないものと認識しており、タブレットのセキュリティレベルを確保しながら、情報教育の充実を図ってまいります。

児童生徒のタブレット端末は学校の備品であり、教具の一つとして教育委員会が導入した

ものですので、ブロックにかかる費用を保護者負担とすることは考えていません。

(質問)

オンライン授業やオンデマンド型の動画配信等を行う際に、著作物を公衆送信できるように対応することについてですが、今回の著作権法にかかる公衆送信補償金制度の補償金を支払うことで、どの程度のものが、公衆送信可能となるのでしょうか。紙媒体、デジタル媒体、動画、音楽など、それぞれ具体的に可能なものとそうでないものを示して、説明してください。さらに、オンライン授業やオンデマンド型の動画配信をする際に生じる著作権の問題について、著作権法や今回の公衆送信補償金制度を利用した場合に、利用して良い媒体やその活用方法について、学校現場の教職員には、周知や理解が行き届いているのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

著作権にかかる補償金を支払うことで、タブレットを活用して、教員が児童生徒に授業目的で著作物をネット配信することが法的に可能な状態となり、オンライン学習環境の向上につながるものと考えています。しかしながら、クラウドサーバに、授業と直接関係のない資料データや継続的に動画視聴し続けられるもの、授業の範囲を超えて、常にダウンロードできる状態にするなど、使用方法は、個別許諾が必要となりますので、こうした点については、引き続き注意を要することとなります。

学校に対しては、これまでも著作権法の改正の動きやその内容についてその都度周知しており、教員は一定の制度理解のもと教育活動を進めています。この度の対応にあわせて、改めてその活用範囲や注意点などを周知してまいります。

(質問)

今回の補償金制度の補償金を支払うことで、授業目的であれば基本的にはどのような著作物をネット配信することも法的に可能になるとの理解をしておきます。現時点で、オンライン授業等を実施する上で、必要な予算については、今回の補正予算で充足していると考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。予算措置が十分になれば、オンライン授業やオンデマンド型の動画配信等は、いつでもできると言った状況にあるのでしょうか。市内でも児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が毎日のように報告されていますし、臨時休校となっている学校もあります。また、感染拡大を不安に感じて登校しない、登校できない児童生徒についても、オンライン等を活用した十分な学習支援、学びの保障が求められる中、具体的には、どのような形でオンライン授業を実施していくイメージをお持ちなのか、教えて下さい。また、本市でも新型コロナウイルスに感染はしていないものの自宅待機となっている教職員がおられますし、今後もそういったケースは出てくると思いますが、そういった教職員が自宅からオンライン授業を行うことは可能なのでしょうか。加えて、教員が自宅から児童や生徒の様子を確認する手段は構築されているのか、現状と教育委員会の見解をお聞かせ下さい。最後に、あらためて、オンライン授業を広く実施していくために、ハード面、ソフト面で課題や困難な点、実際にオンライン授業を実施した場合に

懸念されている点があれば、教えて下さい。

<答弁>

オンライン授業の実施にあたっては、LTE モデルのタブレット配備、AI ドリルの搭載、オンライン双方向システムの導入、今回の著作権の補償金など、環境整備は整ったと考えています。当面は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校休業時などにおける活用や不安で学校に登校できない児童生徒への対応を考えており、いつ起こっても迅速に対応できるよう準備を進めています。

繰り返し視聴できる授業動画の配信をはじめ、同時双方向通信による授業や健康観察などのやり取り、その両方を組み合わせた形など、さまざまな手法があります。

臨時休校や学級閉鎖になった際には、学校のインターネット環境や ICT 機器を活用した学びの保障に進めますが、教員が陽性判定を受けたり、濃厚接触者となった場合には出勤ができないため、同じ学校の他の教員が対応することを基本に、状況に応じて教育委員会の指導主事が支援するなどの体制をとることとしています。

課題については、効果的なオンライン授業の組み立て方について、教員側に経験・スキルの蓄積がないこと、双方向通信にかかるソフトやシステムについて、教員側、児童生徒側、双方の慣れの問題、学習の定着状況の把握の難しさなどが挙げられます。実践を重ねる中でスキル向上を図り、課題や好事例などを収集・共有しながら、すべての学校においてオンライン活用のレベルアップを図ってまいります。